

第3回笠間市補助金等検討委員会議録（要旨）

開催日時：平成19年1月31日（水）

午後6時

開催場所：笠間市役所 2階 中会議室

出席委員：野村 委員長，岡村 委員，後藤 委員，橋本 委員，兪 委員

欠席委員：鈴木 委員

事務局：大和田俊郎（財政課長），櫻井史晃（財政課長補佐），綱川廣道（財政担当係長）

・・・・・・・・次 第・・・・・・・・

1. 開会
2. 議事
 - (1) 中間答申について
 - (2) その他
3. その他

○会議に先立ち前回の議事録の承認

〈委員長〉

それでは第3回の委員会を開催する。

今日の会議は非公開の取扱とした。理由は、個々の補助金についての議論になることが予想され、傍聴人の存在が委員の自由な発言を妨げる恐れがあるためである。

今日の議題は、中間答申案のまとめを行う。

事務局よりの集約についての説明を求める。

〈事務局〉

説明。

〈委員長〉

審議を進める。

「はじめに」を事務局で朗読してほしい。

〈事務局〉

朗読

「補助金交付の理念を基に」についての意見交換あり。

〈委員長〉

「このような補助金交付の理念を基に」という表現に改めることでよろしい。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

続いて、「問題点の確認」を議題とする。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

いかがか。

事務局より「規則」の後に「及び個々の補助金交付要綱等により」を加えたい。との発言あり。

〈委員〉

了承。

〈委員長〉

それ以外には。

〈委員〉

「問題点の確認」(補助金制度の方向性)とあるが、ここは補助金制度の現状を表している。括弧を活かしたいのであれば、「現状の補助金制度の問題点」というような表現になるのではないか。

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

括弧は、取ったほうがいいのではないか。

〈委員長〉

取ったほうが分かりやすいので、括弧の表現は削除する。それ以外はいかが。
次の項目は(1)から(9)までであるので、一つずつ確認することとする。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

補助金に多種多様な性格のものがある。とあるいが、その多種多様性をなくす訳ではない。交付要綱がないなど支出根拠がないものがあることと、多種多様な性格のものがあるということは、同じことではないと思うが。

〈委員〉

もう一つ、多種多様な性格があるということと支出の根拠が明らかでないという事が、補助金交付の基準を作る必要となっているが、根拠が分からないから基準を作るという結論へは導かれないのではないか。

根拠が分からないというのであれば、根拠を明確にしなければならない。ということになり、その際に根拠だけでも十分に機能しないで不明確になるので、基準を作る必要がある。という連鎖的につながると思うが。

〈委員長〉

多種多様な性格のものという表現があるが、これは問題点ではない。

様々なものがあるのが「悪」ということではない。ということだが、いかがか。

意見交換あり

- ・いろいろなものがあるので良く分からなくて混乱してしまうので、整理する必要がある。
- ・その要綱とか支出の根拠が明らかでないから、市民から見ても行政からも良く分からないで、お金を出してしまっているという事がある。という問題点がある。とすると、なぜ支出するのかという根拠をまず明確にする。次に根拠だけでは足りないもので、支出の交付の基準を明確にするというようなことだが、前文とできるだけ対応するようにすると、「補助金の交付の基準の根拠」として、前と一致する「根拠及び基準を明確にする」とすれば、前に支出の根拠が明確でないといっているのので、そうした場合には、根拠という言葉が後に出てこないと論理的にはつながらない。それをもう少しふくますと、基準まで明確にしましょうということになるのではないか。

〈委員長〉

整理をして、「補助金交付の根拠及び基準の明確化」とする。

続いて、2番を検討する。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

括弧2番は、補助金を出すと長期化することがある。これについて懸念を持っています。ということでだが、いかがか。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

ないので、次に進める。

〈事務局〉

朗読

〈委員長〉

2番と内容で似ているが、定期的な見直しをしていく必要があるのではないのか、という問題意識だが。

〈委員〉

内容的には、特に問題はないが、2番で定期的な見直しの仕組みがあって、3番にも定期的な見直しの必要性があって、これが同じ様に捉えられてしまうので、「見直し」を「検証」に言い換えたほうがいいのではないか。

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

終期を設定することと、定期的な見直しというのは違うことではないか。

〈委員長〉

「終期の設定や定期的な見直しを行う仕組みの導入が必要である。」とするが。よろしいか。他にはどうか。

次の項目を検討する。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

行政目的がどこまでできるのか。だが。期待される行政目的は何か。というところが気になるが。

〈委員〉

この部分は、「その補助金の交付による行政目的の達成度についての効果の検証が十分に行っていない」ということか。

〈委員〉

「交付の行政目的とその達成度の効果が十分に検証されていない。」ということだが、もう一つ、ここで不明確さと透明性を指摘しているが、説明責任と透明性は別だと思うが。

〈委員長〉

行政目的という言葉はいかがか。

行政を行っている人間は行政目的という言葉は直ぐに使うが、どういう目的なのか。というときに困るが。

〈委員〉

目的、手段の関係があることから、目的が無くなると何でもいいということになってしまうのではないか。

〈委員〉

その目的を達したのかということを検証することが大切である。ということか。

〈委員長〉

行政目的という言葉は使わざるを得ないということでもよろしいか。
分かりやすい表現に修正して行く。続いて5番目の項目を行う。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

新しいニーズがあるので、その人たちにも平等な機会を与えましょう。というのは問題ないが、前文に限定された言葉を使用しているのが気になる。

〈委員長〉

もう一度精査して、整理をしたい。
6番目を行う。

〈事務局〉

朗読

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

それでは、次の検討に移る。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

第三者機関を作って、審査した方がよいということだが。

〈委員〉

定期的にその趣旨を忘れないで行うためには、必要なことだと思う。見直しの機会がないと、議論はしたけれど、現状に流れていくような事になりかねない。

〈委員〉

趣旨はわかるが、行政がチェックできなくなったら、住民はどうするんだ、という気になるが。

〈委員〉

流れとしては、根拠が明らかでない、基準が明らかでない、手続が不明確である。だからこの状況を改善するための方法として基準を作ろうとしているが、それだけでは前例、前例ということで、制度としては崩れて行くことが予想されるので、適正かどうかを見る第三者機関の設置が必要となったのではないか。

〈委員長〉

次の項目に入る。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

不透明感という言葉も同じように変更すること。よろしいか。

〈委員〉

了承。

〈委員長〉

次の9番に入る。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

ここは市民の視点からの補助金制度を作ったらいかがか。ということだが。

〈委員〉

最後の「導入する必要がある。」というのは、「このような市民提案方の」とか「新たな補助金制度」という表現がよい。

〈委員長〉

ここを変更するが、他にはいかがか。

〈委員〉

なし。

〈委員長〉

1番から9番の変更箇所については、後日確認をいただく。

続いて「解決策」に入る。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

了承。

次を議題とする。

〈事務局〉

朗読。

いかがか。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

次5ページに入る。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

1から6までの項目で補助対象として適当なものを説明している。いかがか。
内容は旧笠間市のものを基本としている。

〈委員〉

先ほど問題点を指摘して解決策で新たな交付基準が必要だとしているのに、従前のものを使うということだが、前のものを使っていて問題があると指摘しておいて、今回使うのはどういうことか。

〈事務局〉

今は、合併により補助金を判断する基準がない。内部組織としての審査会により判断をしている。

〈委員〉

一旦はあったけれども。今は無いので交付基準を作らなければならない。と言うのは理解した。

〈委員〉

そうであれば、合併前は存在したが、それが継承されなくて、不明確になったままになっている。ということは問題点として明記する必要がある。

〈委員長〉

新笠間市の統一基準がない。という、問題点を加えるということによろしいか。
それでは、次を行う。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

行政は最初に基準を作り、一旦作ったものは緊張感をもって行うが、数年を経過すると前例、前例というようになるおそれがある。ほとんどの場合その時には第三者を含めて、これで本当にいいのかという、問いかけるようなものが必要である。という意味だと思う。そういうことであれば緊張感も出ることになる。そういった何らかの機関が必

要であるということによいのではないか。

〈委員長〉

基本的には分かる。

〈委員〉

この委員会の存在意義はそこにあるわけで、第三者機関が入って判断することは賛成である。

〈委員長〉

趣旨は、全員が賛成である。

第三者機関の設置ということで調整する。

〈委員長〉

続いて、第5に入る。

〈事務局〉

朗読。

〈委員長〉

いかがか、審査結果の公表については、よろしいか。

〈委員〉

了承。

〈委員長〉

審査方法に入る。

〈事務局〉

朗読

〈委員長〉

全体について、いかがか。

〈委員〉

「現在の補助金の見直しを行う」とあるが、これはどういうことか。

〈事務局〉

条例，規則，要綱という形式をとっているが。

〈委員〉

審査基準が適正に運営されるための細則たるべき、審査基準なり審査方法を次のように定めるといふのなら分かるが、見直しということになると、分からなくなる。

〈事務局〉

それでは、「審査方法を次のように定める」としたほうがよいか。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

それでは、そのように変更する。

よろしいか。

内容について確認を行う。

〈事務局〉

朗読

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

審査項目や別表に「時代性」とあるが、「適宜性」が適切ではないか。

〈委員長〉

いかがか。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

別表はいかがか。

〈委員〉

「行政の関与性」という記入欄があって、それと対照する団体なり事業なりの説明が並んでないと判断が難しいが。

〈委員長〉

いかがか。

〈事務局〉

これについては「概要表」があるが、このような様式のもので、行政の関与性、事業の効果を判断できる総括票を作成したい。それにより判断してもらいたい。その内容については、実際の審査の前に示したい。

〈委員長〉

よろしいか。

〈委員〉

了承。

〈委員〉

補助金の交付の19年度はどうか。

〈委員長〉

いかがか。

〈事務局〉

19年度の特徴的な制度としては市民活動課で行う資料5の「笠間市まちづくり市民活動助成金交付要綱」がある。

〈委員〉

19年度はほぼ決まっているということか。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

意見として、

補助金の交付後の取扱いについて

決算報告の管理・・・事務手続の厳格化

早期の見直しの必要性

〈委員長〉

個々の文章について検討したが、全体的な構成としてはいかがか。

よろしければ、今ご検討いただいたものを修正して、ご了解を得たいがよろしいか。

〈委員〉

意義なし。

〈委員長〉

これからのスケジュールについては、パブリックコメントを行うとしているが、よろしいか。

〈委員〉

了解

〈委員長〉

パブリックコメントは、どのように行うのか。

〈事務局〉

パブリックコメント手続条例があり、それにより行う。

日程的には、5週間を要するので3月の中旬までは、パブリックコメントの期間になる。

〈委員長〉

よろしいか。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

2月の委員会は予定どおり開催し、審査対象の検討を加えることとしたいが、いかがか。

〈委員〉

了承

〈委員長〉

これで委員会を閉会する。

(解散：午後8時10分)